

議案第7号

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年1月6日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

国家公務員の給与に関する人事院からの勧告を踏まえ、寒川町議会議員及び特別職の職員の期末手当の支給月数を改定するため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年寒川町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

(寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例（昭和38年寒川町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の207.5」を「100分の217.5」に改める。

第4条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定及び第3条の規定による寒川町特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」とい

う。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の寒川町特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。